

安心で信頼のできる地域医療の充実を求める件

少子・高齢化の進展、医療ニーズの多様化など我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化し、地域や診療科における医師の不足及び偏在や看護師をはじめとした医療スタッフ不足の解消は大きな課題となっており、地域医療サービスをめぐっては、「医療過疎」や「医療の貧困」ともいえる状況に全国で直面しています。

政府は医師確保対策等一定の財政措置や「5つの安心プラン」によって地域医療とその担い手に対する支援策を公表していますが、地域医療サービスや医療財政の確保は喫緊の課題となっています。現在、各自治体において公立病院改革プランの策定作業が進められていますが、へき地医療・周産期医療・高度先進医療・救急医療などいわゆる不採算医療といわれる分野の医療提供について、公立病院や中核病院等の存続と医療の継続的提供は地域にとって生命線とも言える重要な課題です。

地域医療は、住民の生命・健康に直結する不可欠な基礎的公共サービスであり、国民が安心と信頼の上に地域医療にアクセスできる医療提供体制を確保することは、自治体の責務であります。

よって、国会及び政府におかれては、国民が地域において安心で信頼のできる良質な医療を継続して受けることができるよう、下記の事項の実現を強く要望します。

記

- 1 崩壊の危機に直面している地域医療を守るため、地域医療の後退を招くことのないよう、医療機能の維持・強化を前提とし必要な予算措置を行うこと
- 2 地域医療を担う医師・看護師等の確保と養成のための支援体制を強化すること
- 3 いつでも、どこでも必要な医療を受けることができるよう、地域医療の中核を担う公立病院等への適切な財政支援を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年10月8日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 様

仙台市議会議長 赤間次彦